



生食発 0606 第 1 号
令和元年 6 月 6 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 10 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 26 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び 2-メチルブチルアミンを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

法第 11 条第 1 項の規定に基づき、アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び 2-メチルブチルアミンの成分規格を設定し、それに伴う所要の改正を行ったこと。また、同項の規定に基づき、イソブチルアミン、イソプ

ロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミンの使用基準を設定したこと。

第2 施行日及び適用期日

1 省令関係

公布日から施行するものであること。

2 告示関係

告示日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 使用基準関係

(1)イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

(2)アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミンの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

2 成分規格関係

アルゴンの成分規格は、小分け等の加工を行う前の添加物について定めるものであり、成分規格に適合するアルゴンに小分け等の加工を行ったものは添加物製剤とみなされること。